

広告掲載仕様書

(印刷物広告媒体資料)

広告を掲載する事業者を募集します。

◆印刷物について

名称	福岡市指定家庭用ごみ袋
規格	下表参照
発行部数	下表参照
配付期間	令和8年10月頃～令和9年10月頃(予定)
配付対象者	福岡市在住で家庭ごみを出す世帯
配付エリア	福岡市及びその近郊
配付方法	スーパー、コンビニ等の販売店にて販売
内容	福岡市指定家庭用ごみ袋9種類の外袋(包装袋)に広告を掲載する。
セールスポイント	家庭でのご使用の際及び店頭での陳列時に高い広告効果が期待できます。
発行元	環境局循環型社会推進部収集管理課
備考	バイオマス配合指定袋は広告掲示対象外としています。

◆広告の規格等について

指定袋(外袋)の種類	スペース(縦×横)	枠数	色数	摘要
燃えるごみ用(大)45L(取手なし)	70 mm × 185 mm	下部に1枠	2色 (黒・赤)	全枠一括買い切り
燃えるごみ用(大)45L	50 mm × 185 mm			
燃えるごみ用(中)30L	30 mm × 155 mm			
燃えるごみ用(小)15L	20 mm × 110 mm			
燃えないごみ用(大)45L	50 mm × 185 mm	下部に1枠	2色 (黒・青)	
燃えないごみ用(中)30L	30 mm × 155 mm			
燃えないごみ用(小)15L	20 mm × 110 mm			
空きびん・ペットボトル用(大)45L	50 mm × 185 mm	下部に1枠	2色 (黒・黄)	
空きびん・ペットボトル用(中)30L	30 mm × 155 mm			

※広告を掲載できる広告主は**全枠同一**とします。袋の種類によって違う広告主とすることはできません。

※広告内容は原則統一としますが、掲載スペースに応じて変更することは可能です。

◆指定袋(外袋)画像(例)



◆広告の発行部数について

指定袋(外袋)の種類	製造冊数
燃えるごみ用(大)45L(取手なし)	約 301 千冊
燃えるごみ用(大)45L	約 4,368 千冊
燃えるごみ用(中)30L	約 1,236 千冊
燃えるごみ用(小)15L	約 1,572 千冊
燃えないごみ用(大)45L	約 337 千冊
燃えないごみ用(中)30L	約 221 千冊
燃えないごみ用(小)15L	約 161 千冊
空きびん・ペットボトル用(大)45L	約 442 千冊
空きびん・ペットボトル用(中)30L	約 330 千冊
合計	約 8,968 千冊

※上記製造冊数は令和8年度の発注見込みの総数であり、それぞれの在庫状況により増減します。

※上記製造冊数については、バイオマス配合指定袋の製造冊数を含みません。(対象外のため)

広告掲載が望ましくない業種・内容	福岡市指定家庭用ごみ袋を販売している事業者 ※その他については、福岡市広告事業実施要綱及び同要領の規定のとおり
版下入稿締切	令和8年1月30日(金) ※広告原稿審査提出締切 令和7年12月19日(金)

※ 福岡市広告事業実施要綱及び同要領を遵守してください。

※ 完全版下(データ:PDF 及びイラストレーター)で入稿してください。

※ 版下納品前に担当課で広告内容の審査を受けていただきます。審査は福岡市広告事業実施要綱及び要領に基づき行います。審査の結果、広告内容の修正や変更が必要となる場合がありますので、広告原稿審査提出締切に関わらず、ゆとりをもって原稿案の審査を受けてください。

※ 原稿内に広告である旨を明記してください。

◆申込みについて

申込対象	広告代理店(広告代理店1社による全枠一括買い切り)
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ・福岡市競争入札参加有資格者(以下、「市登録業者」という。)は、登録番号を記入してください。市登録業者は、添付書類の提出は不要です。 ・市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書(提出日前3ヵ月以内に発行された原本)、登記事項証明書(提出日前3ヶ月以内に発行された原本)、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。 <p>ただし、今年度中に本市が行った他の広告公募にお申込みの際に提出済みの場合は、添付書類の再提出は不要です。</p> <p>※市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(提出日前3か月以内に発行された原本)も併せて提出してください。</p>

	<p>ア直接持参の場合 (1)下記申込先に、直接持参してください。</p> <p>イ郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。 i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(レターパックライトは不可) ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2)応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。 ※電子メールでの提出はできません。</p>
申込締切	<p>ア 直接持参の場合:令和7年10月31日(金) 15時まで イ 郵送の場合 :令和7年10月30日(木) <必着></p>
選定基準	<p>原則、ご提示いただいた広告料金が最も高い事業者を選定します。 複数の事業者より最も高い広告料金をご提示いただいた場合、その事業者の中からくじにより選定します。くじを行う日時は改めてお知らせします。</p>
広告料金	<p>最低予定価格:年額 886,600 円(税込) 広告料金は、事業者から市にお支払いいただく金額(税込)で、製作費などは含まれません。 ※支払時期(予定):広告原稿審査完了後~令和8年1~2月頃</p>
申込先	<p>財政局財産有効活用部財産活用課 担当:中島 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 TEL 092-711-4579 / FAX 092-711-4833 Eメール zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp</p>
媒体に関する 問合せ先	<p>環境局循環型社会推進部収集管理課 担当:大本 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 TEL 092-711-4346 / FAX 092-733-5907 Eメール shushukanri.EB@city.fukuoka.lg.jp</p>